

立命館大学 法科大学院

FD NEWS LETTER

通巻第8号

2014年4月8日

目次

2013年度FDニューズレター発行にあたり	1
2013年度のFD活動	2
I. 教学改善アンケート	2
II. FDフォーラム	4
III. 授業参観	5
「一特別寄稿— ご退職にあたり」 井垣 敏生 弁護士 平井 利明 弁護士	7

2013年度FDニューズレター発行にあたり

FD委員長 和田 真一 教授

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、例年、教学改善アンケートやFDフォーラムの実施等、様々のFD活動を行っています。このニューズレターでは、2013年度の活動の概要を紹介したいと思います。また、2013年度末をもってご退職された井垣敏生弁護士、平井利明弁護士に法科大学院での教育経験、FD活動などにふれてご寄いただきました。ここに御礼申し上げます。

2013年度のFD活動

今年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から11名（うち実務家教員2名）のメンバーで構成されました。

FD委員会は、夏期休暇中を除いて12回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めてきました。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、年度まとめとしてのニュース発行などです。

I. 教学改善アンケート

2013年度は、自由記述を促すため、項目を設けるなどの工夫を行いましたが、アンケート項目については前年度を踏襲しました。対象については例年通り、全科目・全クラスについて行ないました。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後第6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回目は、第14～15週に実施しました。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としています。実施科目率は、ほぼ100%です。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めました。分析結果の概要は、Web上で公表もしており、また昨年度からFD委員会から教授会への報告文書を、法学部から法科大学院に出講している教員にも配布しています。

<前期> 第1回目アンケート

前期第1回目アンケートは、5月に、授業6週目に行われ、全科目で実施されました。回収率は84.4%でした。全体を通じて、理解度で「非常に深まった」27.5%、「ある程度深まった」62.5%であり、昨年度前期第1回アンケートにおける、「非常に深まった」25.0%、「ある程度深まった」63.9%より、理解度に関する自己認識は高くなっており、満足度も「非常に満足」は28.8%から29.4%に、「満足」が57.6%から59.7%へと若干であるがさらに向上しています。しかし、これらは回答者の主観的な評価の側面もある点を踏まえ、FDフォーラム(過去開催内容は法科大学院HPで公開)等を通じていっそうの授業改善につなげていきたいと思っております。

＜前期＞ 第2回目アンケート

前期第2回目アンケートは、第14または15週目の授業日(7月8日～20日)に実施し、回答率(回収数/受講登録者数)は、 $1325/1567 = 84.6\%$ (第1回は84.4%)でした。全科目を通じてみると、「理解が非常に深まった」33.5%、「ある程度深まった」60.0%であり、第1回アンケート同様、高い水準でした。教員の説明についても、消極的評価は全体の7.0%以下、従来の「科目満足度」に代えて設けた「科目の目標達成度」では、「非常によく達成」が30.5%、「ある程度達成」61.0%で、合わせると90%を超えました。設問に「科目の目標」と入れることにより、教育目標に対する回答者の到達度評価を知りたいと考えましたが、従前どおりかなり主観的な基準になっているところもなお存在すると思われま

＜後期＞ 第1回目アンケート

後期第1回目アンケートは、第7週(11月7日～13日)に実施しました。のべ受講者1266名中1056名からアンケートは回収され、回収率83.4%は通常でした。総合では、授業の理解度について、「非常に深まった」32.0%、「ある程度深まった」60.8%、教員の説明について、「非常に分かりやすい」39.0%、「わかりやすい」54.2%と積極的な評価を得ており、その結果、授業の満足度について、「非常に満足」36.6%、「満足」56.3%となっている。消極的な評価はおおむね5～7%程度にとどまっています。自由記述欄は、この科目について自分が得意とする点、欠けている点、授業の長所、改善してほしい点を項目としてかかげて記入を促していますが、あまり変わりなく、記入は少ない状況です。

＜後期＞ 第2回目アンケート

後期第2回目アンケートは、第14週または第15週(1月6日～18日)全科目で実施しました。全体の回収率は、のべ受講者1252名中1074名で85.8(第1回83.4%)でした。総合では、授業の理解度について、非常に深まった36.2(第1回32.0%)、ある程度深まった58.6(同60.8%)、教員の説明について、非常に分かりやすい42.6(同39.0%)、わかりやすい51.4(同54.2%)と積極的な評価を得ています。その結果、科目の目標達成についても、非常によく達成33.9%、ある程度達成58.5%となっています。消極的な評価は極めて少なく、自由記述欄は、第1回目と同様に記入が少なく、問題点の指摘はさらに少なくなっています。

例年通り、全体的には教員の説明は分かりやすく、理解度、満足度、科目目標到達度とも高評価となっています。もっとも、教授会やFDフォーラム等で出されている問題点もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要があるかと思えます。また、アンケートの目的を明確にし、項目などの改善をさらに図る必要があると言えます。自由記述が少なく、特に消極的評価が出た場合の改善課題が分かりづらくなっている。この点も改善課題かと思われま



II. FDフォーラム

今年度は、3回のFDフォーラムを実施しました。そのテーマと概要は以下の通りです。

第1回（2013年7月2日）

テーマ「法律基本科目における平常点評価の再検討」

報告1	FD委員長	和田 真一 教授
-----	-------	----------

FD委員長より、「プロセスを重視し定期試験のみで成績評価しない」「出席のみで平時要点評価しない」等のこれまでの到達点、2011年度のFDフォーラムでも「平常点評価の客観化が提起されていること」を確認し、次に、2012年度の認証評価において、平常点を加味した成績評価が評価されている一方、平常点評価の際にどのような項目についてどのような割合で取りあげるかが各担当者の判断にゆだねられている課題の紹介がありました。2013年度開講の法律基本科目の講義科目、演習科目ごとの成績評価対象項目と評価割合の一覧表を参照しつつ、活発な議論を行いました。

講義か演習かという授業形態の違いや、配当回生、セメスターによる相違、なにより専門分野の特性による相違が当然考えられますが、評価項目や評価割合に関して、法科大学院としてガイドラインを示すこととし、FD委員会、教務委員会においてさらに具体的に検討を進めることとしました。

第2回（2013年11月26日）

テーマ「リーガルライティング教育のあり方」

報告1	斎藤 浩 教授	(公法)
報告2	平井 利明 教授	(民事法)
報告3	森下 弘 教授	(刑事法)

法律実務家として、法律文書の作成能力は不可欠重要であり、法科大学院では、リーガルリサーチ&リーガルライティングを必修科目としています(未修はL1、既修はS1配当)。しかし、文章力の養成は通常かなり時間のかかるものであり、未修3年間、既修2年間の全体を通じてどのように涵養するかについては特に工夫が必要です。本フォーラムでは、法科大学院の教育として必要なリーガルライティング力の内容、水準は何か、それをどのように養成するのかを、リーガルリサーチ&リーガルライティングという特定科目のあり方に限らず、科目、分野横断的に検討しました。

報告では、各報告者の授業実践が紹介されました。例えば、事前に文章作成と自己チェックを予習としてこなしたうえで演習に望ませて確認させる方法、事前に文章を提出させ、添削の上いくつかのモデルを提示しながら授業を進める方法、詳細なチェックリストを提示する等の具体的方法等があります。また、院生が法律的な文章を作成するうえで何が問題となっているのかについても、文章力そのものに由来するところか、法律的な論点の把握、正確な考え方の不足なのか、種々の問題提起がありました。

質疑は、上記の紹介、問題提起に関わるもののほか、司法試験論述問題、事実認定の問題、民事法分野と刑事法分野での相違の有無、設例問題が具体的にどうあるべきか、答案作成の時間と量のコントロールの必要性など多岐にわたって活発に行われました。

今後、FD委員会や科目の担当者会議において、各分野、科目ごとの改善課題の議論を進め、さらにFD委員会、教務委員会にフィードバックして検討を継続していきます。

第3回（2014年3月4日）

テーマ「グレード制の現状と課題」

報告1	北村 和生	教授	（公法実務総合演習）
報告2	和田 真一	教授	（民事法実務総合演習）
報告3	松宮 孝明	教授	（刑事法実務総合演習）
報告4	山口 直也	教授	（刑事訴訟法）

法科大学院では、現在、公法、民事法、刑事法の3つの実務総合演習科目と、刑事訴訟法演習がクラスグレード制をとっています。これにより受講者の到達度に即した授業を行い、より学習成果を上げることが期待されています。しかし、このグレード制を導入してからも、入試科目の見直し、新設科目の導入によるカリキュラム体系の変更、配当semesterの変更が行われており、また、グレード区分の仕方や、各クラスへの対応の工夫は、各科目によって異なっています。本フォーラムでは、各科目でのグレード制の現状を報告するとともに、入学者の到達度の開きが大きくなっているとの指摘もある中で、今後のグレード制のあり方について意見交換を行いました。

報告では、実務総合演習のグレード制については、科目により区分基準の取り方、クラス数が異なること、授業内容の実態、成績評価、司法試験成績との相関等が報告されました。クラスグレード制については、実態に即した教育方法という面もありますが、いずれのクラスの学生にもモチベーションを向上させ、客観的な成果を獲得させるために、クラス編成の仕方、教材の選択などについても課題が指摘されました。

また、刑事訴訟法は唯一のL2S1配当科目でグレード制をとっていますが、民法演習、刑法演習、憲法演習などの他のL2S1配当科目でもグレード制を導入すべきかが大きな検討課題であります。これについては、関連科目の配置semesterの違いなどにより刑事訴訟法と同様にグレード制を導入できない問題があり、かつ、どのようなグレード化をするのか、その場合のグレード化による効果も慎重に検討する必要性が指摘されました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。 <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm>

Ⅲ. 授業参観

前年度同様、新設科目と新任者担当科目の授業参観、昨年度からの新しい方針として、新任者には関連科目などの参観を1科目以上行い、報告書の提出を求めることも継続しました。

これに加え、2013年度は前後期に開講されるすべてのL1対象の法律基本科目についてFD委員を中心として授業参観を実施しました。その趣旨は、本年度のL1入学者が未修11名で、かつてない小人数の講義となったこと、これに対応し、多くの授業で、講義室から演習室への教室変更が行われたことによります。

その結果、質疑の活発化や双方向性が高くなったなどの参観結果も得られ、院生との授業懇談会でもL1からそのような意見もありました。もっとも、効果という点では、現段階では授業アンケート、成績評価を見ても従前と特に異なる結果が出ているわけではありません。ただし、次年度も継続的に見ていく必要があるかと思われます。



授業参観は、参観科目の問題点を指摘するという側面もありますが、参観者が実践例を通じて学ぶという側面も有します。現在、参観報告書は授業担当者にコピーを渡すほか、FD委員会、教授会で報告、検討をしていますが、FDフォーラムともども授業内容にどのように適切にフィードバックさせるか、さらに検討を進めたいと考えています。



2013年度末をもってご退職された井垣敏生弁護士、平井利明弁護士に、法科大学院での教育経験、FD活動などにふれて、ご寄稿いただきました。両先生方にはご多忙の折、原稿をお寄せいただきましたことに感謝いたします。

「— 特別寄稿 —ご退職にあたり」

井垣 敏生 弁護士

5年間法科大学院で教えてきた。期間満了により3月末日で退職する。

1年目のときに、授業アンケート（教学改善アンケート）がされ、そのコピーを手渡された。概ねは満足しているような回答であったが、極少数ながら、いささか失礼など思うような批判もあった。

40年も裁判官をしていて、正面から非難されるような経験もなかった者にとっては、年に4回もこのようなアンケートがされることに驚きとともに、これで双方の益につながるのかという思いを抱いたことが蘇る。

専門職業人を育てる場であり、予習・復習に勤しんでいる者も多い中、半ば諦めているのかと思う者も混じっている。そのようなクラスで、どこを見て授業を進めたらいいのか当惑することも少なくはなかった。理論的に詰めた話には付いてこない者が多くなるし、基礎的な方向に舵を切ると、できる者からは、本を読んで簡単に分かることを授業に期待していないという批判が飛んでくる。

4年目になって、授業は学生のためのものとの考えで、一度、アンケートを基にみんなでどうすればいいか考えようと提案した。比較的成績の優秀な者が多かったが、参加した者の意見を集約する形で、民訴演習のやりかたを180度変えた。それまで基本としてきた講義ノートを1週間前に先渡しをし、私が毎週事例問題を作成して、数名ずつ起案者を決め（全員分を毎週見るのは無理なための制限であるが、全員最低2回は担当する。）、週末前に提出し、土・日を潰して、採点とコメントを付して返還することとした。起案担当者でない者も必ずアンサープランは書いてくることとし、演習当日は、起案担当者の答案に現れた問題点を演習の課題として、主として起案者以外の者に回答を求め、異なる意見が出れば、起案者と議論をさせるようにした。

このように変えた後の演習は、予想を遙かに超える変貌を見せた。それまで窓際的存在だった者まで、間違いが多いにせよ、それなりのアンサープランをメモしているではないか。右往左往しながらも、起案を巡って、学生同士の議論がなされたり、私もどちらかの陣営に参画して、攻撃側や防御側に回ったりしながら、議論に加わり、これまで見られなかった授業風景が現れた。

それからの1年間、ほぼ土・日のない生活になってしまい、いささか辛くもあったが、学生の変貌が支えてくれたとあっていい。

そのような変化のきっかけとなったアンケートだが、丁寧に意見を書いている者も少数ながらいるものの、大半は番号を書いているだけで、本音が分からない。せめて5分でも時間を決めて、みんなにきちんと書いてもらってはどうか。

そして、その真剣な意見を生かすための、教員・学生間の真剣な議論が必要であるし、改善にきちんと結びつけることも重要だろう。

退職を前にしての勝手な思いで無理を言っていることは承知しているが、5年、教壇に立ち、愛着を断ち切れない思いと寛容に受け止めてほしい。立命館の更なる発展と、法曹界で相まみえることのできる者たちの輩出を、短い人生の中で待っている。

「— 特別寄稿 —ご退職にあたり」

平井 利明 弁護士

ロースクールで受け持つ授業をいかにするか。10年間、悩み続けた課題であった。司法試験が一つの目標ではある。しかし、合格は実務家になるための1歩に過ぎないのであるから、人に役立つ人物が形成されるもので無ければならない。偶然に試験に合格しても、そのあと何十年も法律の世界で生きていけなければ残念なことである。生きていけるためには何が必要であるのか。自分自身が、司法試験を経験して、そのときの何が今の実務家としての自分に役立っているのか。それを、授業等にどのように活かすことが出来るのか。

実務の世界では、事実関係は全て異なり、聞いたことの無い法律等が相手となることも多い。そのような世界では、知識だけでは対応できない。「なぜ」という疑問を常に持ち、そして、物事を単純化・分析できること、そしてシンプルに説明できることが不可欠である。そのような解析及び組立のみが、諸事への対応を可能とする。複雑に思える事象も、実は、いくつかの単純なものとの組合せに過ぎないことが通例である。物事を素直にとらえることだと思う。物事の本質を見極めるための一つの簡便な方法は、「違い」と「共通」見つけ出して説明をすることである。よって、これを体得できる授業を目指してきた。

「違い」の例を示すと、民法は、「取消」については効果、取消権者等についての規定を設けているのに、「無効」については効果等の規定がないのは何故なのか？民法109条は、「第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は」とあるところ、同法110条は、「代理人がその権限外の行為をした場合」とあるのだが、なぜ民法109条には「代理人」と書かれていないのか？短答試験には、条文と基本的な判例の知識を問う問題が沢山出題されているのに、何故そのような知識を習得しないのか？論文試験が合格のために一番大きな山であることが明らかであるところ、どうして書く練習をしないのか？頭の中で泳ぎ方をイメージするだけで実際に海で泳げた人間はいるのか？相手を知らずしてどうして攻略できるのか？そんな問を、言葉であるいは文字で発し続ける授業を目標とした。そのためか、難しい授業と評されつつも、満足感を得た者がそれなりにあったのだと思う。

しかし、授業の時だけの苦しみだけでは、将来は無い。常日頃のチャレンジが不可欠である。楽な道は無い。マラソンの練習をしていて苦しいときにはいつも感じる。司法試験と同じだと。ただし、苦しいだけでは上達しない。目指す結果を目標としなければならない。例えば、答えは苦しみ抜いた結果としての「商品」である。素材が良ければ高値がつく。同じ素材ならば、完成度、見た目、わかりやすさ、(課題解決の)満足感が選ばれるポイントになる。苦心の先に出来た良い商品ならば、採点担当者や裁判官はきっと買ってくれるに違いない。そう思って、一つでも高いところを目指すことこそが、自らの将来を切り開くことに繋がるものである。

(発行元)

立命館大学 法務研究科(法科大学院)

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

プロフェッショナルスクール事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp